WAKWAK SD-WAN インターネット利用規程

株式会社エヌ･ティ･ティ エムイー（以下、当社といいます）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東日本といいます）および西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西日本といいます）の提供する「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」の利用を条件として提供する「WAKWAK SD-WAN インターネット」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者（以下、契約者といいます）に対し、以下のように利用規程（以下、本規程といいます）を定めます。

本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます）に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」については、NTT 東日本または NTT 西日本の定める「Managed SD-WAN 利用規約」が適用されます。契約者は本規程および NTT 東日本または NTT 西日本の定める「Managed SD-WAN 利用規約」を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

（契約単位）
第 1 条 当社は NTT 東日本または NTT 西日本が提供する「セキュアインターネット接続サービス」1 契約に対し、1 の「WAKWAK SD-WAN インターネット」契約を締結します。

（契約の申込）
第 2 条 「WAKWAK SD-WAN インターネット」の利用を希望する者（以下、申込者といいます）は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程（以下、あわせて本規程等といいます）、並びに NTT 東日本または NTT 西日本の「Managed SD-WAN 利用規約」に同意し、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。

（適用の条件）
第 3 条 本サービスは NTT 東日本または NTT 西日本が提供する「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」の契約が別途必要です。
2. 「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」の契約者が、「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等に該当するときには、本サービスは提供できません。

（申込の承諾）
第 4 条 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
（1）「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」の契約が成立していない、または成立する見込みがない場合
（2）その他、業務の遂行上著しい支障がある場合

（通信品質）
第 5 条 当社は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間の「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」の契約について、通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
2. 「WAKWAK SD-WAN インターネット」の確保帯域は、当社と NTT 東日本または NTT 西日本の「セキュアインターネット接続サービス」との相互接続点から、当社と他のインターネット接続サービス事業者との相互接続点の間に限り、提供プランに応じて帯域設定しているものであり、伝送速度を保証するものではありません。
3. 申込者、契約者は、「Managed SD-WAN」および「セキュアインターネット接続サービス」に関する問い合わせは、NTT 東日本または NTT 西日本に対して行うものとします。

（本サービスの利用開始）
第 6 条 本サービスを新規で申込む場合、WAKWAK 利用規約第 7 条第 1 項ないし第 3 項の規定にかかわらず、本サービスのサービス提供開始日は、NTT 東日本または NTT 西日本の「セキュアインターネット接続サービス」ご利用開始日となります。

（接続サービスコースの変更）
第 7 条 WAKWAK の他の接続サービスコースから「WAKWAK SD-WAN インターネット」へコース変更することはできません。
2. 「WAKWAK SD-WAN インターネット」から「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更することはできません。「WAKWAK 光 with フレッツ II」以外の他の接続サービスコースへコース変更する場合、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。なお、「WAKWAK SD-WAN インターネット」でご利用されている固定 IP アドレスは他の接続サービスコースへ引き継ぐことはできません。
3. 「WAKWAK SD-WAN インターネット」の契約中に、「WAKWAK SD-WAN インターネット」の他のプランに変更する場合、固定 IP アドレスが変更となる場合があります。

（契約の解約）
第 8 条 契約者が本サービスの解約を希望する場合には、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます
2.「WAKWAK SD-WAN」を契約中に、「セキュアインターネット接続サービス」を解約された場合、当社指定の手続きに従って、コース変更または解約を選択していただきます。
3. 「WAKWAK SD-WAN インターネット」の解約日は、月の途中に解約を届け出た場合でも、月末となりますが、解約日より前に NTT 東日本または NTT 西日本にて「セキュアインターネット接続サービス」の解約を行った場合は、本サービスのご利用はいただけません。
4. 解約月の「WAKWAK SD-WAN インターネット」の月額基本料金および第 9 条に定めるオプションサービスの月額基本料金は全額支払っていただきます（日割計算等は行いません）。

（DDoS 攻撃対策機能の提供）
第 9 条 「WAKWAK SD-WAN インターネット」において、契約者に割り当てられる固定 IP アドレスに対し、DDoS 攻撃対策機能を提供します。
2. DDoS 攻撃対策機能は、当社の定める基準により契約者のインターネット接続に対する DDoS 攻撃の影響を軽減するものであり、全ての DDoS 攻撃を検知し、軽減または遮断することを保証するものではありません。

（オプションサービス）
第 10 条 「WAKWAK SD-WAN インターネット」で利用可能なオプションサービスは以下の各号に定めるとおりです。
（1）メールプラス
（2）メールウイルスチェックプラス
（3）メールおなまえプラス
（4）メールおなまえプラス S

（契約者情報の取扱い）
第 11 条 契約者は、「WAKWAK SD-WAN インターネット」の提供を目的として、以下の各号に定める事項について、NTT 東日本または NTT 西日本に対し、当社が取得した個人情報を提供する場合があることについてあらかじめ同意していただきます。
（1）「WAKWAK SD-WAN インターネット」の申込手続きの処理状況
（2）「WAKWAK SD-WAN インターネット」の契約の変更にかかる事実
（3）「WAKWAK SD-WAN インターネット」の契約内容
（4）「WAKWAK SD-WAN インターネット」の故障対応に必要な情報
（5）契約者からの問い合わせ内容
（6）契約者の利用料金支払い状況

（紛争の解決）
第 12 条 契約者は、契約者と NTT 東日本または NTT 西日本との間で紛争が生じた場合、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負わないものとします。

＊ 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は 2021 年 5 月 31 日より実施します。
表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税込です。

2024 年 11 月 28 日一部改定